

改正

平成24年7月9日規則第19号

平成27年11月20日規則第58号

令和元年6月20日規則第2号

令和元年11月12日規則第18号

令和2年12月23日規則第41号

令和3年8月31日規則第36号

令和6年1月9日規則第1号

山武市医学生奨学金等貸付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市医学生奨学金等貸付に関する条例（平成22年山武市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める奨学金等の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学生奨学金 月額20万円
- (2) 大学院生奨学金 月額20万円
- (3) 研修医奨学金 月額20万円
- (4) 修学一時金 1,000万円以内（その用途は、授業料等修学に必要な経費とする。）

2 奨学金は、4月分から9月分までを4月に、10月分から3月分までを10月に交付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 修学一時金は、一括して交付する。

(貸付期間)

第3条 条例第4条の規則で定める奨学金の貸付期間は、条例第7条の規定により市長が奨学金の貸付けを決定した日の属する月（市長が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月までとする。

- (1) 大学生奨学金 大学を卒業する日の属する月
- (2) 大学院生奨学金 大学院の課程を修了する日の属する月

(3) 研修医奨学金 臨床研修を修了する日の属する月

(4) 修学一時金 大学を卒業する日の属する月

2 前項の規定にかかわらず、大学生奨学金は6年、大学院生奨学金は4年及び研修医奨学金は2年を限度とし、すべての奨学金を貸し付ける場合は10年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、大学又は大学院に入学する者に対してその入学前に貸付期間を決定した場合は、当該入学年度の4月から大学を卒業する日の属する月又は大学院の課程を修了する日の属する月までを貸付期間とすることができる。

(貸付人員)

第4条 奨学金等の貸付人員は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「さんむ医療センター」という。）中期計画及び業務評価により決定するものとする。ただし、当分の間、奨学金の貸付人員は、大学生、大学院生又は研修医のうち1年度につき2人以内、修学一時金の貸付人員は、大学生で1年度につき1人とする。

(貸付けの申請手続)

第5条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に、同表の右欄に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
大学生奨学金	大学生奨学金貸付申請書（別記第1号様式）	1 履歴書 2 住民票の写し 3 在学又は入学を証明する書類 4 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（別記第2号様式） 5 成績証明書 6 保証書（別記第3号様式） 7 連帯保証人の印鑑登録証明書 8 連帯保証人の住民票の写し 9 その他市長が必要と認める書類
大学院生奨学金	大学院生奨学金貸付申請書（別記第4号様式）	1 履歴書 2 住民票の写し

		<ul style="list-style-type: none"> 3 大学院の在学又は入学を証明する書類 4 医師免許証の写し 5 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書（別記第5号様式） 6 保証書（別記第3号様式） 7 連帯保証人の印鑑登録証明書 8 連帯保証人の住民票の写し 9 その他市長が必要と認める書類
研修医奨学金	研修医奨学金貸付申請書（別記第6号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 1 履歴書 2 住民票の写し 3 研修実施計画書（別記第7号様式） 4 医師免許証の写し 5 臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書（別記第8号様式） 6 保証書（別記第3号様式） 7 連帯保証人の印鑑登録証明書 8 連帯保証人の住民票の写し 9 その他市長が必要と認める書類
修学一時金	修学一時金貸付申請書（別記第9号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 1 修学一時金貸付申請理由書（別記第10号様式） 2 修学一時金貸付保証書（別記第11号様式） 3 連帯保証人の印鑑登録証明書 4 連帯保証人の住民票の写し 5 その他市長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第6条 条例第6条第1項の連帯保証人は、成年で独立の生計を営み、奨学金等の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる者でなければならない。ただし、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を親権を行う者又は未成年後見人とする。

2 条例第7条の規定により貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（別記第12号様式）に変更後の連帯保証人が記名、押印した保証書（別記第3号様式）並びに当該連帯保証人の印鑑登録証明書及び住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定等）

第7条 市長は、条例第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、医学生奨学金等貸付決定通知書（別記第13号様式）又は医学生奨学金等貸付不承認決定通知書（別記第14号様式）によるものとする。

（交付申請書の提出等）

第8条 借受人は、奨学金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長が定める日までに医学生奨学金等交付申請書（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第9条 借受人は、奨学金の最後の交付を受けた日から14日以内に連帯保証人が連署した借用証書（別記第16号様式の1）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 修学一時金の貸付けを受けた者は、交付を受けた日から14日以内に連帯保証人が連署した借用証書（別記第16号様式の2）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（業務の申出等）

第10条 借受人は、業務（条例第9条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするときは、さんむ医療センター勤務申出書（別記第17号様式）に医師免許証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、当該申出書を提出した者が業務に従事すべき期間を決定し、さんむ医療センター勤務期間決定通知書（別記第18号様式）により当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3 条例第9条の規定により奨学金の償還の免除を受けようとする者は、さんむ医療センター勤務期間決定通知書（別記第18号様式）により通知された業務に従事すべき期間を満了する見込みとなったとき又は満了する日までの間に当該業務の従事を終了しようとするときは、速やかに、さんむ医療センター勤務期間満了（終了）申出書（別記第19号様式）を市長に提出しなければならない。

ない。

(償還の免除の申請等)

第11条 条例第9条又は第10条の規定により奨学金等の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、医学生奨学金等償還免除申請書(別記第20号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、医学生奨学金等償還免除決定通知書(別記第21号様式)又は医学生奨学金等免除不承認決定通知書(別記第22号様式)により申請者に通知するものとする。

(期間の算定方法)

第12条 業務に従事した期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に連続した1月以上の研修及び休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。ただし、特に市長が必要と認める期間は、業務に従事した期間とする。

(償還の猶予の申請等)

第13条 条例第12条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、医学生奨学金等償還猶予申請書(別記第23号様式)に、同条各号に掲げるもののうち、該当する事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の適否を決定し、医学生奨学金等償還猶予決定通知書(別記第24号様式)又は医学生奨学金等償還猶予不承認決定通知書(別記第25号様式)により申請者に通知するものとする。

(異動の届出等)

第14条 借受人は、奨学金等の償還が完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、医学生奨学金等借受人等異動届(別記第26号様式)にその事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借受人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。

(2) 大学又は大学院を留年し、休学、停学その他の事由により1月以上引き続いて欠席し、復学し、又は退学したとき。

(3) 臨床研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。

- (4) 大学又は大学院を卒業若しくは修了したとき又は臨床研修を終了したとき。
 - (5) 奨学金等の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
 - (6) 医師の免許を取得したとき。
 - (7) さんむ医療センターで医師の業務に従事している場合において、休職し、又は復職したとき。
 - (8) 大学又は大学院における修学又は研修中若しくはさんむ医療センターにおける勤務期間中に、業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (9) 連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。
- 2 借受人は、貸付の償還が完了するまでの間、毎年4月1日現在の状況を同月末までに医学生奨学金現況届（別記第27号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 3 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第28号様式）に死亡診断書その他該当借受人の死亡の事実を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。
（償還の届出）

第15条 借受人は、条例第8条の規定により貸付けを休止され、又は中止された場合において、既に貸付けを休止され、又は中止された期間に係る奨学金を受領しているときは、当該事実が発生した日から14日以内に償還届（別記第29号様式）により市長に届け出たうえで、当該奨学金を市長が定める日まで一括して返済しなければならない。

- 2 借受人は、条例第11条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき（条例第12条の規定による猶予を受けたときにあつては、当該猶予を受けた期間が満了したとき）は、当該事実が発生した日から14日以内に償還届（別記第29号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、条例第9条の規定により奨学金の全部の免除を受けた者にあつては、この限りでない。
- 3 借受人のうち、修学一時金の貸付を受けた者が業務に従事しようとするときは、償還届（別記第29号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、条例第10条の規定により修学一時金全部の償還の免除を受けた者にあつては、この限りでない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金等の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定に基づく貸付け等の申請受付、決定その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成24年7月9日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年11月20日規則第58号)

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則 (令和元年6月20日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月12日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年1月9日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。